

## 春日井市広報春日井広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広報春日井への広告掲載について、春日井市広告掲載要綱（平成18年8月25日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置)

第2条 広告の掲載位置は広報の裏表紙とし、掲載位置は市が決定する。

(広告の規格)

第3条 広告の規格等は、次のとおりとする。

規 格	1枠 縦130mm×横90mm
枠 数	裏表紙 1号あたり4枠
色 数	4色刷
原稿の形態	完全データにて入稿 (データ形式：文字はアウトライン化)
作成部数	約96,000部 ※増減あり

2 広告の掲載は1広告主について広報春日井1号につき1枠とする。ただし、隣り合う2枠を合わせて1枠の広告として掲載することができる。

(広告の掲載料)

第4条 広告の掲載料（消費税及び地方消費税を含む。）は、要綱第4条第2項の規定に基づく設定価格によるものとし、募集要項で定めるものとする。

(広告取扱業者の指定)

第5条 広告取扱業者の指定を受けるものは、広報春日井広告取扱業者承認申請書（第1号様式）を市へ提出しなければならない。

2 市は、前項の提出書類に基づきその内容について審査し、その指定の可否を決定する。

3 第1項の提出書類の内容に変更が生じたときは速やかに市に当該書類を提出しなければならない。

(契約の締結)

第6条 市は、前条第2項により広告取扱業者を指定したときは、広告取扱業者と広報春日井広告募集取扱業務委託契約書により契約を締結する。

(広告主の募集)

第7条 広告主の募集は、広報春日井広告募集取扱業務委託契約を締結している広告取扱業者を通して行う。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告取扱業者は、広報春日井広告掲載申込書(第2号様式)及び広告原案を指定する期日までに市に提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 市は、前条の申込みがあったときは、速やかに広告内容を審査し可否を決定する。ただし、掲載枠数を超える申し込みがあった場合は抽選とする。

2 広告掲載の可否を決定したときは、広報春日井広告掲載決定通知書(第3号様式)により広告取扱業者に通知するものとする。

(広告の作成)

第10条 広告取扱業者は、広告原稿作成に当たり、完全原稿を市が指定した期日までに市へ提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告取扱業者は、市が指定する期日までに、納入通知書により広告掲載料を一括納付する。

(広告掲載料の還付)

第12条 納付された広告掲載料は還付しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなった場合は還付する。

(広告掲載の取消し)

第13条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広報春日井広告掲載取消通知書(第4号様式)により広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定した期日までに広告掲載料を納付しないとき。
- (2) 要綱第5条第3項の規定による仕様の変更又は条件に従わないとき。
- (3) その他市長が広告掲載に特に支障があると認めるとき。

(広告掲載の取下げ)

第14条 広告取扱業者は、広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告取扱業者は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、決定通知を受けた日から3日以内に書面により申し出なければならない。

(その他)

第15条 この要領に定めのない事項については、別に定めることとする。

附 則

この要領は、平成19年6月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年1月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年12月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年11月25日から施行する。